

[事案 29-256] 既払込保険料返還等請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の取消しおよび法定利息を付した既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 8 月に契約した終身保険について、貯蓄型の保険を希望したところ、募集人から毎月 3 万円を 30 年間支払うと 2,000 万円になるとの虚偽の説明を受けたことから、契約を取り消し、法定利息を付した既払込保険料の返還と弁護士費用の支払いをしてほしい。

<保険会社の主張>

申立人は、募集人が提示した設計書を確認のうえ契約手続きをしており、募集人が虚偽説明をした事実もないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の説明状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は健康上の理由で事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。